



季節労働者の問題について

法テラス八雲法律事務所 弁護士 坪井 清隆
(函館弁護士会所属)



■北海道では農業や漁業が盛んで、季節労働をされている方も多くいらっしやると思います。

■季節によって仕事の繁閑がある場合に、特定の季節だけ雇われて働く労働者のことを、季節労働者といいます。例えば、農家の方が都市部に出稼ぎに行ったり、逆に農場などで季節労働者を雇用したりもするかと思えます。

■季節労働者については、就労の機会が確保されおらず、権利主張などをする、次年度の採用に影響してしまうおそれがあるため、不当な扱いを受けているケースが少なくありません。

■季節労働者のとれる一番の防衛策は、雇用契約の締結時に、雇用契約の内容をキチンと確認することです。具体的には、期間の定めの有無、労働時間および休日ないし出勤日の定め、給与の支払い方法、社会保険の適用の有無などです。雇用する側においては、労働条件の明示は、労働基準法上の義務である、知っておいていただければと思います(季節労働者は、法的に言えば、非正規雇用に該当します。労働法の保護は、当然非正規雇用の労働者にも適用があります)。

■通常、労働条件の明示は、雇入れ通知書の交付をもってなされます。しかし、この交付がなされていないケースが少なくありません。

■就労の機会の保障がされていない季節労働者に、権利主張をせよと求めることが酷だということもわかります。この問題は、むしろ法曹関係者等の課題である、自戒も込めて本稿を執筆しました。

■当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の資力要件を満たす方は、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(050-33383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(050-33383-5563)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

飲酒運転の根絶「大丈夫? 昨日のお酒も 気を付けて」八雲警察署からのお願いです
**忘年会シーズンを迎え、飲酒する機会も増えると思いますが、
飲酒運転は絶対にやめましょう**

・飲酒運転は悪質な犯罪!

飲酒運転は、悲惨な交通事故を引き起こす悪質、危険な運転行為です。お酒を飲むとわずかな量でも運転に大きな影響を及ぼし、重大事故を起こす可能性が高まります。

二日酔いでの運転も「飲酒運転」です。少しでも身体にアルコールが残っているようなら、運転は絶対にやめましょう。

皆さん一人一人が「飲酒運転をしない、させない、許さない」ことを強く意識して、地域全体で飲酒運転を根絶しましょう。

・飲酒運転は、運転者以外も処罰の対象!

飲酒運転は、運転者だけではなく、周りの人にも重い処罰があることを知っていますか。

車を運転する恐れのある人にお酒を提供したり、お酒を飲んでいる人に車を提供したり、飲酒運転の車に同乗すると、たとえお酒を飲んでいなくても処罰の対象になります。

・「ハンドルキーパー運動」で飲酒運転を防止!

ハンドルキーパー運動とは、仲間と車で飲食店に行く場合、あらかじめお酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けることです。

お酒を提供するお店の方は、「お客さんが車で来店していないか」、「車で来店している場合は、ハンドルキーパーは誰なのか」を確認して、飲酒運転を防止しましょう。

・飲酒運転情報の提供!

北海道警察では、悪質な飲酒運転を根絶する目的で、「飲酒運転ゼロボックス」を運用しています。「今まさに、飲酒運転をしよう!している!」などの情報をメールでも受付しています。皆さんの周囲の人が飲酒運転による交通事故の被害に遭わないように、ぜひ飲酒運転に関する情報、または飲酒運転根絶に向けたアイデアをお寄せください。ただし、すぐに対応が必要な場合は、110番通報をしてください。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110